

住宅宿泊事業法施行条例施行規則第4条第1項第1号に規定する別に定める要件等を定める要綱

住宅宿泊事業法施行条例施行規則(以下「規則」という。)第4条第1項第1号に規定する別に定める要件等について、次のように定める。

(学校等の周辺地域における要件)

- 1 学校等の周辺地域については、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 市町長は、学校等の当該施設の長等から了承を得ていること。
 - (2) 市町長は、学校等の周辺に旅館業法第2条で規定する旅館業を営む施設及びボーリング場等遊戯施設その他不特定多数の人が出入りする施設があることを確認していること。
 - (3) その他知事が要件として認めるもの。

(住居専用地域における要件)

- 2 住居専用地域については、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 市町長は、当該区域の住民等に制限の解除について周知していること。
 - (2) 市町長は、当該区域の住民等に住民説明会の開催など、意見を表明する機会を設けていること。
 - (3) その他知事が要件として認めるもの。

(手続き)

- 3 手続きについては、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 市町長は、知事へ要請する場合、制限を解除する区域、理由及び要件を明示した要請書を知事に提出するものとする。
 - (2) 市町長から要請書の提出があった場合は、本要綱に基づき、妥当性を検討し、知事が適当と認めた場合は規則第4条第2項により、その旨を告示することとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。